

鳥取県告示第260号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
中村 新治郎	鳥取市大覚寺162-16	はり・マッサージ中村	鳥取市大覚寺162-16	平成22年3月8日